

2025 年度実施
大学機関別認証評価 評価報告書

山梨県立大学

2026 年 3 月

一般財団法人 大学教育質保証・評価センター



I 山梨県立大学の概要

1 大学名、キャンパス所在地

山梨県立大学（設置者：公立大学法人山梨県立大学）

飯田キャンパス 山梨県甲府市飯田 5 丁目 11-1

池田キャンパス 山梨県甲府市池田 1 丁目 6-1

2 学部等の構成 ※2025 年 5 月 1 日現在

【学部】

国際政策学部 総合政策学科、国際コミュニケーション学科

人間福祉学部 福祉コミュニティ学科、人間形成学科

看護学部 看護学科

【研究科】

人間福祉学研究科(修士課程) 人間福祉学専攻

看護学研究科(博士前期課程) 看護学専攻

看護学研究科(博士後期課程) 看護学専攻

【専攻科】

助産学専攻科

3 学生数及び教職員数 ※2025 年 5 月 1 日現在

【学生数】 学部 1,135 名、研究科 48 名、専攻科 7 名

【教職員数】 教員 91 名、職員 64 名(有期雇用職員含む)

4 大学の理念・目的等

山梨県立大学は、2005 年度に山梨県立看護大学と山梨県立女子短期大学を統合し、学部は国際政策学部、人間福祉学部、看護学部、大学院は看護学研究科(博士前期課程)の 3 学部 1 研究科を置く大学として開学した。2021 年度には看護学研究科(博士後期課程)を、2024 年度には人間福祉学研究科を設置し、2025 年度には助産学専攻科を設置している。なお、2010 年度に、山梨県を設立団体とする公立大学法人山梨県立大学へと設置者を移行している。

山梨県立大学は、「グローバルな知の拠点となる大学」、「未来の実践的担い手を育てる大学」、「地域に開かれ地域と向き合う大学」として、人間と社会に対する学術的研究、豊かな人間性及び専門的な職業能力を備えた人材の育成、地域社会に対する実践的な貢献を通じて、豊かで活力ある社会の発展に寄与することを大学の理念としている。また、大学の自治および学問の自由を尊び、独立自尊の精神のもと、地域社会から世界にまで貢献する大学を目指し、山梨県立大学憲章を制定しており、それを大学の教育目標としている。

大学の目的は、理念に則り、学則第 1 条に「「グローバルな知の拠点となる大学」、「未来の実践的な担い手を育てる大学」、「地域に開かれ地域と向き合う大学」たることを希求し、人間と社会に対する学術的研究、豊かな人間性及び専門的な職業能力を備えた人材の育成並びに地域社会に対する実践的な貢献を通じて、豊かで活力ある社会の発展に寄与すること」と定めている。

大学院の目的は、大学院学則第 1 条に「学術の理論及び応用を教授研究しその深奥を究め、学術研究を創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人を育成し、豊かで活力ある社会の発展に寄与すること」と定めている。

Ⅱ 評価結果

1 認証評価結果

山梨県立大学は、大学教育質保証・評価センター(以下「本センター」という。)が定める大学評価基準を満たしている。

2 総評

評価は、大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」及びその関連資料の分析による書面評価並びに実地調査によって行った。

山梨県立大学は学校教育法、大学設置基準をはじめとする関係法令に適合し、教育研究の水準の向上及び特色ある教育研究の進展に努めており、本センターの定める大学評価基準の基準 1、基準 2、基準 3 のそれぞれを満たし、大学としてふさわしい教育研究活動を行っている。

以下に、山梨県立大学の優れた点、改善を要する点及び今後の進展が望まれる点を示す。

【優れた点】

- 2019 年度に山梨大学とともに設立した日本初の大学等連携推進法人「大学アライアンスやまなし」の連携事業である連携開設科目制度に基づき、2 大学間の教養教育の充実と教育リソースの効率化を行っているほか、2020 年度から地域を実践的に学ぶ機会を提供する地方創生人材教育のプログラム(COC+R 事業)、2022 年度から STEAM 科目等を提供する文理融合教育のプログラム(SPARC 事業)等、教育改革事業を積極的に展開している。
- 2022 年度から、山梨県立大学が中心となり組織した地域連携プラットフォームにおいて、地域の高等教育のあり方等について山梨県内の大学、自治体、産業界、金融界との実質的かつ継続的な議論の場を設け、大学の教育プログラムに外部の意見を反映させる仕組みを構築している。
- 教育改革推進室の主導のもと、2023 年度から、教職員に求める能力と到達度を教職員自身が自己評価する「FD・SD ルーブリック」の導入、同ルーブリックに基づく教学ファカルティ・ディベロップメント(FD)・スタッフ・ディベロップメント(SD)研修の体系化等、教員レベルのアセスメントの改善や教職員の FD・SD 活動の充実化を推進している。

【改善を要する点】

- 大学院課程における一部研究科の収容定員の超過については、適切な定員管理が求められる。
- 大学院課程における一部研究科のカリキュラム・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、学修成果の評価の在り方を具体的に明示することが求められる。
- 主要授業科目については、カリキュラムの体系性を踏まえ定義及び科目を定め、基幹教員の科目担当状況と合わせて、学生にわかりやすく明示することが求められる。
- 大学院の研究指導については、大学院設置基準第 14 条の 2 を踏まえ、指導計画を様式に基づきあらかじめ明示し、組織的に共有・管理することが求められる。

【今後の進展が望まれる点】

- 教育研究活動等の自己点検・評価については、学校教育法第 109 条の趣旨を踏まえ、大学質保証委員会と教育の内部質保証に係る組織との関係性を整理し、学長を責任者とする全学的な内部質保証の体制を明確化することが望まれる。
- 学部及び大学院のシラバスについては、学修者本位の観点から、記載項目及び記載方法について組織的に点検・検証するとともに、各授業科目における記述に対する組織的なチェック体制を強化することが望まれる。
- 大学院の成績評価の異議申し立て制度については、学修者本位の観点から、学生への明示の方法を整理することが望まれる。
- 大学院課程における一部研究科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについては、当該研究科が設置するコースごとに策定し、学生に明示することが望まれる。

- 学部及び大学院における3つのポリシーの一貫性・整合性については、アセスメントプランに基づく大学レベルと各レベルの定期的・継続的な点検・検証の充実が望まれる。
- 大学院課程における一部研究科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについては、ポリシー間の関連性を整理し、学生にわかりやすく明示することが望まれる。
- 学修成果の把握・可視化については、教学マネジメント指針の趣旨を踏まえ、推進体制における教職協働の在り方を明確化し、学修者本位の観点から、ディプロマサプレメント、学修ポートフォリオ、授業評価アンケート等の各種取組みの結果を踏まえた学生へのフィードバックの展開等、教育改善につなげる取組みの充実が望まれる。

3 基準ごとの評価

■ 基準1 基盤評価:法令適合性の保証

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準1に関する評価の指針に基づく分析を行った。その結果、山梨県立大学は関係法令に適合していることを確認した。確認した内容等を評価事項ごとに以下に示す。

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること

学士課程、大学院課程における教育研究上の基本組織、すなわち学部及び学科、研究科及び専攻等を、教育研究の目的に沿って適切な形で組織している。ただし、看護学研究科博士後期課程における収容定員の超過については、適切な定員管理が求められる。

ロ 教育研究実施組織に関すること

学士課程、大学院課程における教育研究実施組織に関し、大学の規模、授与する学位の種類・分野等に応じ、必要な教員を適切に配置し、また学校教育法が定める教授会のほか各種の管理運営の体制を整備している。

主要授業科目については、カリキュラムの体系性を踏まえ定義及び科目を定め、基幹教員の科目担当状況と合わせて、学生にわかりやすく明示することが求められる。

教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との連携体制を確保し協働して職務が行われるよう努めている。

ハ 教育課程に関すること

学士課程、大学院課程において、入学者選抜を公正かつ妥当な方法で行うための体制を整えて実施し、また教育課程を適切に編成し実施している。

学士課程については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成している。また、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示し、それらに従って適切に成績評価、単位認定、卒業認定を実施している。

大学院課程については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成している。また、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業の計画に従って、適切に成績評価、単位認定、修了認定を実施している。ただし、大学院の研究指導については、大学院設置基準第14条の2を踏まえ、指導計画を様式に基づきあらかじめ明示し、組織的に共有・管理することが求められる。また、大学院の成績評価の異議申し立てについては、学修者本位の観点から、学生への明示の方法を整理することが望まれる。なお、大学院の研究指導については、評価のプロセスにおいて、研究指導計画書に関する取扱要項及び様式を策定したことを確認した。

学部及び大学院のシラバスについては、学修者本位の観点から、記載項目及び記載方法について組織的に点検・検証するとともに、各授業科目における記述に対する組織的なチェック体制を強化することが望まれる。

ニ 施設及び設備に関すること

学部及び学科、研究科及び専攻等の規模・種類に応じた校地・校舎の規模及び施設・設備を備え、教育研究上必要な設備を適切に整備している。教育研究を行うための校地として、国際政策学部、人間福祉学部、人間福祉学研究科を置く飯田キャンパスと、看護学部、看護学研究科を置く池田キャンパスを設置している。また、図書等の教育研究上必要な資料を系統的に備え、飯田キャンパス及び池田キャンパスそれぞれにおいて、図書館を適切に機能させている。

ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること

学部及び大学院の運営に必要な業務を行うため専属の教員又は事務職員等を置く組織を適切に設けている。学生の厚生補導については、健康管理を所掌する組織として各キャンパスに保健センターを設置して

いるほか、福利厚生を所掌する学生厚生委員会、キャリア形成支援を所掌するキャリアサポートセンターを設置し、適切に対応を行っている。また、学生支援については、部局を横断した「学生支援のための連携協議会」を設置のうえ学生相談を行う等、適切に対応を行っている。

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

卒業又は修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)並びに入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)を、その教育上の目的を踏まえて定めている。ただし、看護学研究科博士前期課程及び博士後期課程のカリキュラム・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、学修成果の評価の在り方を具体的に明示することが求められる。また、看護学研究科博士前期課程におけるディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについては、設置するコースごとに策定し、学生に明示することが望まれる。

学部及び大学院における3つのポリシーの一貫性・整合性については、アセスメントプランに基づく大学レベルと各レベルの定期的・継続的な点検・検証の充実が望まれる。また、看護学研究科博士前期課程及び博士後期課程におけるディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについては、ポリシー間の関連性を整理のうえ学生にわかりやすく明示することが望まれる。

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、Web サイト等を活用し、その教育研究活動等の状況を適切に公表している。

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

教育研究活動等の改善を継続的に行う体制としては、内部質保証の責任組織として学長を委員長とする大学質保証委員会を置き、同委員会のもとに自己点検・評価部会、研究評価部会、認証評価部会を置いている。その体制のもと、自己点検・評価部会の中に、教学分野、業務運営分野それぞれの点検評価チームを置いて点検・評価を行い、その結果を大学質保証委員会が報告書にまとめ、公表する仕組みとしている。

教育の内部質保証については、副学長を室長とする教育改革推進室が、大学、組織、教員の3つのレベルでのPDCAサイクルを機能させる主体となっている。各レベルにおいて、教員レベルでは各教員が自己点検・評価・改善策をまとめた教員自己評価書を学部長・教育プログラム長が確認し、組織レベルでは教員レベルでの教員自己評価書及び教育プログラム長(学位プログラムは学科長等)から提出される自己点検・評価の結果及びその結果を踏まえた改善策を、教務を担当する副学長を議長とする教育戦略会議で確認し、共有している。

そのうえで、大学レベルでは、上記プロセスを通じた教学分野の自己点検・評価と業務運営分野の自己点検・評価の結果とその改善策について、学長を議長とする教育研究審議会で確認・共有し、大学質保証委員会で審議のうえ、役員会、経営審議会で報告、意見聴取をしている。ただし、教育研究活動等の自己点検・評価については、学校教育法第109条の趣旨を踏まえ、大学質保証委員会と教育の内部質保証に係る組織との関係性を整理し、学長を責任者とする全学的な内部質保証の体制を明確化することが望まれる。

教員と事務職員等に対し、教育改革推進室の主導のもとで体系的な教学FD・SD研修を実施する等、適切な研修の機会等を設けている。また、指導補助者に対し、必要な研修を実施している。

リ 財務に関すること

教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。

ヌ 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること

イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する必要な関係事項、特にICT環境の整備、継続的な研究成果の創出のための環境整備について、適切に対応を行っている。情報セキュリティの観点から、学生・教職員等による情報資産の適切な利用を目的とした情報セキュリティポリシーを策定している。

■ 基準2 水準評価:教育研究の水準の向上

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準2に関する評価の指針に基づき、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。

大学の教育研究水準の向上の取組みは、教学マネジメントに係る指針に基づき、教育改革推進室が主体となって、大学レベル、組織レベル(学部・研究科等)、教員レベルの3つのレベルでPDCAサイクルを機能させている。教育改革推進室は、各レベルのアセスメントの全体の設計・運営を行い、それぞれのアセスメント活動を支援しており、自己点検・評価に必要な各種情報やデータを一元管理・分析のうえ、各レベルにおける自己点検・評価に必要なデータ等を提供している。加えて、学修ポートフォリオ等の取組みを通じて、学修成果の可視化に取り組んでいる。

以下に、教育研究の水準の向上に向けた自己分析活動の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って5つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

・No.1「教学マネジメント推進体制の見直し(全学レベルの改善)【学修成果】」

教学マネジメントの推進に際し、アセスメントの実施方法に合わせた体制の見直しが必要との大学の問題意識から、2022年度に教学マネジメントの実施主体として教育改革推進室を新設し、2024年度より大学レベル、組織レベル、教員レベルの3つのレベルに分けた新たな教学マネジメント推進体制に再編している。

新たな体制では、教育研究審議会で大学レベルのマネジメント機能を担保しつつ、教育プログラム評価等の組織レベルのマネジメントを所掌する会議体として教育戦略会議を位置付けている。また、教育戦略会議との連携のもとで、教育プログラムの運営等に携わる教員で構成する教務委員連絡会議を設置し、各プログラムの課題抽出や分析・評価を行っている。そのうえで、教育改革推進室が、各レベルのマネジメントの支援を担っている。

上記の体制整備により、副学長(教育担当)と各教育プログラム長が議論する場が定期的に設定され、各教育プログラムの課題点等についての実質的な議論と迅速な対応を可能としている。また、各レベルの責任者を学長、副学長(教育担当)、学科長と明確化することで、教育改革推進室と各責任者との意思疎通を円滑にしている。

・No.2「学士力の可視化への取組(組織レベルの改善)【学修成果】」

学生の自己評価だけでなく、学生の成長のプロセスを含めた可視化に取り組むため、3つのポリシーの改定、カリキュラム・マップの再構築を行ったうえで、そのポリシー、カリキュラム・マップに即した学修成果の可視化に取り組んでいる。

教育改革推進室が作成した「3つのポリシー点検・作成要領」に基づき、学位プログラムごとに各ポリシーの点検・検証、またカリキュラムマップ・ツリー、ナンバリング、卒業認定ルーブリック等の作成を行い、FD・SD研修の実施を通して全教職員の理解・共有を図ったうえで、2024年度に新たなポリシーに改定した。

ポリシーの改定に伴い、カリキュラム・マップについて、各授業科目がどの学士力に関連するかを数値の重み付けで表すよう変更し、学生の学士力に対する到達度を分析するための環境を整えたうえで、学生の学士力に対する到達度を学生の自己評価と成績評価による学修成果の可視化のツールとして、2025年度から全学部で学修ポートフォリオを導入している。同ポートフォリオの機能の一つであるディプロマサプリメントでは、学士力に対する自己評価の到達度と毎学期の成績評価による到達度を学生自身がレーダーチャートで確認することができ、到達状況等の結果を踏まえて次年度の履修計画に反映させることを可能としている。

以上のように、教育改革推進室を中心として学修成果の可視化に取り組んでいる。今後は、教学マネジメント推進体制における教職協働の在り方を明確化し、学修者本位の観点から、ディプロマサプリメント、学修ポートフォリオ、授業評価アンケート等の各種取組みの結果を踏まえた学生へのフィードバックの展開等、教育改善につなげる取組みの充実が望まれる。

・No.3「教職員に求める能力のルーブリック開発(教員レベルの改善)【学修成果】」

大学が教員に求める能力と教員自身の主体的な教育能力の開発との連動、及び職員も含めた能力の明確化が必要との課題意識のもと、教育改革推進室の企画・設計・開発により、大学が教員及び職員に求める能力を設定のうえ、ルーブリック形式で明示するFD・SD ルーブリックを作成している。

同ルーブリックでは、教員に求める能力として 5 つの観点(論文指導、ゼミの運営等)、教員及び職員に求める能力として 4 つの観点(プログラム設計・評価・改善、メンタリング等)をそれぞれ設定し、自身の到達度を 3 つのレベルで自己評価する仕組みとしている。また、同ルーブリックに定める能力を観点別にナンバリングし、FD・SD 研修と対応させることで、FD・SD 研修の体系化を行っている。

以上のように、FD・SD ルーブリックに対応した体系的な教学 FD・SD 研修を実施し、教員レベルのアセスメントの改善や教職員の FD・SD 活動の充実化をさせている点は高く評価できる。

・No.4「外部の意見を学部再編や教育プログラムに反映させる仕組みの構築(組織の改善)【学修成果】」

教育プログラムの策定において山梨県内のニーズを反映させる仕組みの構築が課題となっていたことを踏まえ、2022 年度の文部科学省「地域活性化人材育成事業～SPARC～」採択を受け、2023 年度に山梨県立大学が中心となって地域連携プラットフォームを構築した。発足時は 14 団体・法人で始まり、地域の大学や地方公共団体、産業界等、外部の意見を学部再編や教育プログラムに反映させる仕組みを構築している。

地域連携プラットフォームの事務局を大学に置き、常設の地域人材養成会議に加えて専門的な事項を検討するためにテーマごとの部会を設置した。同部会での意見聴取は、意見が出しやすくなる工夫として、会議のみならず、メールや事務局との直接の対話等を通じて意見を出すことを可能としている。なお、地域人材養成会議及び部会には、学長、副学長(教育担当)及びプログラム長といった教学マネジメントの各レベルの責任者が出席し、会議で出た意見は教育研究審議会へ報告するとともに、学内 Web サイトへの掲載を通じて学内での情報共有を行うことで、2024 年度には「創発デザインコース」及び「ヒューマンサービスイノベーションコース」を開始する等、学内の教育プログラムの実施に反映している。

地域の高等教育のあり方等について、山梨県立大学が主体となって山梨県内の大学、自治体、産業界、金融界との実質的かつ継続的な議論の場を設け、大学の教育プログラムに外部の意見を反映させる仕組みを構築している点は高く評価できる。

・No.5「地域研究交流センターの取組(地域と連携した研究の取組)【研究環境整備】」

地域のニーズと大学の資源をコーディネートしながら地域連携の推進を図り、大学教育への還元と地域への貢献を行っていくことを目的に、地域研究交流センターが中心となり、教員の地域研究の推進及び学生の地域貢献活動の支援に、開学以来、取り組んでいる。

同センターでは、地域研究の支援を組織的かつ長期的に行うための問題把握のため、センター長が中心となって、運営委員会等において、研究費が単年度会計で行われているため長期的な視点で取り組みにくい点や、研究が個人の教員に依存している点等についての分析を行っている。分析結果は、教員個人の研究を対象とした従来の地域研究に加えた新たな制度・事業として、2018 年度に複数の教員が複数年度に渡って取り組む研究を対象とした「重点テーマ研究」制度、2021 年度に教員等の知的資源を地域課題の解決等に活かすことを目的とした「地域実践活動支援」制度、2022 年度に学生の主体的・自発的な地域貢献活動を支援することを目的とした「学生地域貢献活動支援」事業の導入につなげているほか、各制度・事業の成果は成果報告会や年報を通じて共有する仕組みとしている。

■ 基準3 特色評価:特色ある教育研究の進展

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準3に関する評価の指針に基づき、特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。

以下に、特色ある教育研究の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って5つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

・No.1「大学等連携推進法人の設立と連携開設科目の運用」

地域を支える人材育成やイノベーションの進展に寄与し地域の発展に資することを目的に、2019年度に山梨大学とともに、日本初の大学等連携推進法人「大学アライアンスやまなし」を設立し、連携開設科目事業を行っている。本事業では、同法人の連携事業実施委員会のもとに置かれた教養教育ワーキンググループが主導的な役割を担い、科目履修等の運用についての設計を行うとともに、学内組織では共通教育プログラム運営委員会が科目選出等を担っている。連携開設科目の実施後は、アンケートを学生及び科目担当者に実施し、その結果を翌年度の履修ガイドに反映する等、事業の改善につなげている。

2023年度には、教養教育科目の充実及び効率化を図るため、両大学における教養教育の連携の基本方針を策定した。同方針では、両大学の教育リソースの活用、両大学の教養教育分野における制度の統一、両大学の教養教育における数値目標を定めている。

・No.2「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業(COC+R)の取組」

2020年度の文部科学省「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業(COC+R)」採択を踏まえ、時代に合わせた実践的な教育を実施することを目的に、「VUCA時代の成長戦略を支える実践的教育プログラム」として5つの実践的教育プログラムを開発している。

プログラムの企画や開発、実施、評価等は、地域人材養成センターが行っている。同センターのセンター長は教育研究審議会、プログラムの責任者は教育戦略会議に参加することで、教学マネジメント体制と連動させながら運営のうえ、実務家教員による授業実施や成績評価を教職協働で支援する体制としている。2022年度からは、同プログラムの全科目を正課授業として展開しているほか、授業開放講座として社会人にも提供している。また、山梨大学に対し連携開設科目として提供するとともに、山梨県内の大学コンソーシアムの単位互換制度を活用し、県内の大学・短期大学にも提供している。さらに、高校生の先取り履修を可能とし、入学後に既修得単位として申請できる制度を導入している。加えて、外部機関との連携を深めることで、地域連携プラットフォームの設立や寄付講座の開講につなげている。

・No.3「文理融合教育の推進～文系と理系の枠を越えた教育の推進～(SPARC事業の取組)」

地域社会の複雑な課題やSociety5.0の実現に対応できる人材を育成することを目的に、2022年度の文部科学省「地域活性化人材育成事業～SPARC～」採択を踏まえ、文理融合教育に取り組んでいる。

同事業における教育プログラムは、地域人材養成センターの中に組織するプログラム検討部会が開発を行い、教育改革支援室が開発支援を担う体制としている。この体制のもと、2021年度から、連携開設科目制度を活用し、山梨大学で開設する理系科目の履修を可能としている。また、2024年度からはデータサイエンスの基礎科目を全学部生の必修科目として開設している。さらに、地域連携プラットフォームからの、地域を牽引する人材育成のための文理融合教育や看護・福祉分野の現場解決のためのDX化の活用必要性等についての意見を踏まえ、2024年度には創発デザインコース及びヒューマンサービスイノベーションコースの新設につなげている。

・No.4「地域人材養成センター」の設置と新たな高大接続への取組」

地域の高校と大学との高大接続を促進するため、2022年度に設置した地域人材養成センターが中心となり、高校生を対象とした教育プログラムや探究活動支援等の取組みを行っている。

2022年度に高校生の先取り履修を制度化し、大学授業科目の履修機会を高校生に提供しているほか、2023年度からは高校生の探究活動を支援するプロジェクトを実施しており、教員が山梨県地域づくり交流セ

ンターを訪問し、研究実績をもとに高校生を支援している。さらに、2024 年度には科学技術振興機構「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」の採択を受け、2028 年度に設置予定の工学系学科への将来的な接続を見据えた訪問講義等の取組みを実施している。また、2022 年度から高校生が探究活動の成果を発表する機会として「フューチャーEVO」を、2024 年度から高校教員と大学教員が現場の教育ニーズについて話し合う「カレントサーチ」を実施している。

・No.5「リカレント教育の推進(地域ニーズに応じた高度専門人材の養成)」

急速な高度化・複雑化に対応する社会人を育成するため、学長のリーダーシップのもと、各部局が連携し、高度専門職人材を対象としたリカレント教育を推進している。

現役の看護師を対象とした認定看護師教育課程として、3 つの課程を開講し、修了者にはフォローアップ研修を実施している。同課程は教職員と医療関係機関の関係者によるプログラム運営委員会においてニーズを把握し、プログラムに反映している。

2021 年度には看護学研究科に博士後期課程を設置し、修士課程と合わせた 5 年一貫教育課程としているほか、「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業(COC+R)」の一環で「PENTAS YAMANASHI」教育プログラムを開発し、社会人も受講可能な機会を提供している。2024 年度には子ども虐待対応の専門家を養成することを目的とした人間福祉学研究科を、2025 年度には社会人も対象とした助産学専攻科を開設している。

なお、本基準の取組みの No.1 及び No.2 の取組みをもとに、「大学等連携推進法人の設立による教育充実と地方創生人材の育成に向けた取組み」をテーマに設定し、評価審査会として、大学の教職員のほか、学生、ステークホルダー等の関係者が参加するいわゆる参加型評価を実施した。

意見交換において、連携開設科目の受講学生からは、企業の実務経験者とプロジェクトに取り組んだ経験から、企業の課題等を現場目線で知ることができ、卒業後の進路を深く考えることができた、との意見があった。また、高校生対象の科目等履修生制度を履修した学生からは、先取り履修により学問分野に対する関心が高まり、入学後も学びを深めたい気持ちが高まった一方で、大学の履修制度等への理解を高校生のうちに深められる機会があると、入学後に履修計画をより体系的に立てられるのではないかと、との提案があった。連携大学である山梨大学からは、両大学の教育資源を活かし、効率的な科目運営を行いながら学生に学修機会を提供している一方、専門科目にかかわる両大学のポリシーの整合性については課題がある、との意見があった。地域の協力企業からは、専門分野も異なる学生が協働し、課題解決のためのアイデアを出し合うことが、アントレプレナーシップへの意識醸成につながる機会となっている、との意見があった。設置自治体からは、大学の教育改革や地域連携、高大接続等の取組みは地域の活性化に寄与しており、今後のさらなる拡充の提言があった。

関係者からの意見を踏まえ、各取組みの企画・運営に携わった教職員と行った意見交換では、取組みを通じて高校生から社会人までのニーズに応えた学修機会を拡充していくとともに、連携開設科目の運営について、山梨大学と連携しながら、各科目と3つのポリシーとの連動性の担保に対応していく方向であることが示された。

全体を通して、大学等連携推進法人の設立をはじめ、教育研究プログラムの推進等、地域の大学や企業等との連携強化の取組みに対応しながら、地方創生人材のさらなる育成・輩出に向けて各取組みの進展に取り組んでいることが明らかになった。

Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

1 大学機関別認証評価について

学校教育法第 109 条第 2 項において、大学は 7 年以内ごとに文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが規定され、義務化されている。今回山梨県立大学に対して実施した評価は、この学校教育法が定める認証評価として行った。

2 評価報告書の構成について

評価報告書は、以下のⅠ～Ⅲの 3 項目で構成している。

Ⅰ 受審大学の概要

受審大学の点検評価ポートフォリオから、大学名、キャンパス所在地、学部等の構成、学生数及び教職員数、大学の理念・目的等の、大学の基礎的な情報を整理して示している。

Ⅱ 評価結果

大学評価基準に基づいて行った評価の結果を示しており、大きく以下の 3 点からなる。

1. 認証評価結果

「大学評価基準を満たしている」又は「大学評価基準を満たさない」のいずれかを示している。

2. 総評

「1. 認証評価結果」に示したことを判断した理由に加え、優れた点、改善を要する点、今後の進展が望まれる点を示している。

3. 基準ごとの評価

大学評価基準に定めた 3 つの基準ごとに、確認できた事項や指摘すべき事項等を記述している。「基準 1 法令適合性の保証」については、評価の指針に定めるイ～ヌの 10 の評価事項ごとに記述している。

Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

評価報告書の構成や評価のプロセス等を説明している。

3 総評における指摘事項について

評価結果の総評では、実施大綱に基づき「優れた点」、「改善を要する点」を指摘し、さらに大学の教育研究の質の向上に資する等の観点から「今後の進展が望まれる点」を指摘している。

「優れた点」には大学の特色ある取り組みや教育研究の進展に向けた積極的な取り組み、「改善を要する点」には法令の趣旨に照らしすみやかな改善が求められる点やその他の特に対応が求められる点、「今後の進展が望まれる点」には教育研究の一層の質の向上のために対応を行うことが望ましい点を記載している。

4 評価のプロセス

本評価は、実施大綱に従い書面評価及び実地調査を通じて行った。1 回目の実地調査では、書面評価に基づく面談と、ステークホルダー等が参加する評価審査会を実施し、2 回目の実地調査では、1 回目の実地調査を踏まえた面談を実施した。

5 月末	受審大学による点検評価ポートフォリオの提出
6 月～9 月	書面評価
10 月 29 日	1 回目の実地調査(オンラインにより実施)
11 月 27 日	2 回目の実地調査(対面により実施)
1 月	評価報告書(案)を受審大学に通知
2 月	受審大学による意見申立期間
3 月	評価報告書を決定・公表